

学校施設を使用するみなさまへ

学校施設を使用するにあたりましては、下記の内容が許可条件となりますので、必ずお守りください。下記の許可条件を守れない場合は、今後の使用を禁止する場合があります。

記

- 1 使用当日は、学校又は管理員の指示を受けてください。
 - 2 次の内容については、使用者（主催者）自らが守り、参加される方々にも周知してください。
 - (1) 事故のないようご安全にご使用ください。
 - (2) 学校施設等を壊さないよう注意してください。また、壊したり不具合が生じたときは必ず学校へ連絡してください。体育館内では、壁やピアノにボール等をぶつけないでください。体育倉庫等の用品や砂場の砂・石灰等学校の物品等を無断で使わないでください。
 - (3) 基本的なマナーを守り、良識ある使用をしてください。施設内（校庭・体育館）は飲食可能となります。ただし、ゴミや空き容器等は必ずお持ち帰りください。
 - (4) 学校内は、荷物を持ち込むための車両や障害者の移動のための車両を除き、原則として駐車禁止です。やむを得ない場合は、表1に記載する台数の範囲で駐車してください。同日に複数の団体が利用する場合は、団体間で調整のうえ、合計の駐車台数が表1の台数を超えないようにしてください。また、緊急車両の通路を確保するとともに、学校外の路上への駐車はしないでください。なお、事故等は利用者間で処理してください。
 - (5) 校庭内には、自動車を乗り入れないでください。
 - (6) 使用が終わりましたら、後片付け・清掃をして使用前の状態に戻し、速やかに退出してください。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。
 - (7) 使用時間（準備及び後片付け・清掃に要する時間を含む）を厳守してください。許可された団体以外に貸し出したり、団体同士で交換や時間の変更はできません。使用前に、責任者が学校管理員から日誌とカギを受け取り、使用後は、責任者が日誌に使用状況やお気づきの点を記入し、学校管理員に日誌とカギを渡してください。
 - (8) 校舎内にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていますが、緊急使用の際、昇降口扉が施錠されていた場合（土・日曜日等）は、昇降口扉のガラスを割って開錠して校舎内に入り、AEDを使用してください。
 - (9) 「音」や「声」など、近隣への配慮をお願いします。
 - (10) 各団体の用具等は、学校に置くことはできません。
 - (11) 申請許可後でも、学校行事等の関係で貸し出しができなくなる場合があります。その場合はご連絡いたしますのでご承知ください。
 - (12) 学校代表電話が、メッセージ対応となる時間帯では、キャンセル等の連絡の必要はありません。
 - (13) 体育館の空調の利用については、運用指針に基づき各学校の管理員が機器の操作を行います。
 - 3 ご不明な点については、学校にご相談ください。
- * なお、使用中に発生した事故は、教育委員会の管理上の責任によるものを除き、使用者の責任となります。

表1 駐車可能台数（1学校あたり）

学校名	台数	駐車場所
東小	10	東側5、西側5
共成小	8	北校舎前
富士見丘小	20	正面玄関前
武蔵野小	8	体育館北
玉川小	8	北門前
中神小	8	南門前
つつじが丘	14	増築棟北9、体育館北5
光華小	10	校舎北
成隣小	2	東側
田中小	5	体育館北
拝島第一小	5	校舎北
拝島第二小	14	体育館南
拝島第三小	5	校舎北
昭和中	12	鉄塔付近6、校舎北6
福島中	4	校舎北
瑞雲中	11	校舎北6、体育館西5
清泉中	25	体育館北20、東5
拝島中	6	校舎南3、校舎北3
多摩辺中	3	プール西

施設名	使用料（1時間あたり）	
	昼間（～17時）	夜間（17～21時）
校庭	300円/時	500円/時
体育館	500円/時	700円/時

昭島市教育委員会
 学校教育部教育総務課施設係
 電話：042-544-5111
 （内線 2222～2226）